



# 島根県報

平成25年3月26日（火）

第2,481号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障 が い 福 祉 課) 3

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更 ( " ) 3

家畜人工授精師養成講習会規程の一部改正 (食 料 安 全 推 進 課) 3

森林法第189条の規定による掲示及び告示 (森 林 整 備 課) 3

島根県収入証紙売りさばき人の指定 (会 計 課) 4

島根県収入証紙売りさばきの廃止 ( " ) 4

### 【公 告】

島根県第三期共同利用型電子申請サービス提供業務に係る提案競技の実施 (情 報 政 策 課) 4

島根県第三期共同利用型施設予約サービス提供業務に係る提案競技の実施 ( " ) 9

特定計量器の定期検査の実施 (商 工 政 策 課) 13

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都 市 計 画 課) 15

### 【特定調達公告】

島根県原子力防災ネットワークシステム機器（拡充分）の調達に係る一般競争入札の落札者等 (原 子 力 安 全 対 策 課) 15

### 【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 16

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 17

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の貸付料の改定（別表関係）

設備機器の種類	貸付料の額
恒温接種箱（A）	1時間につき 180円

(2) 設備機器から食味分析計を削除することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業技術センター設備機器貸付規則（平成24年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表恒温接種箱（A）の項中「170円」を「180円」に改め、同表食味分析計の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県農業技術センター設備機器貸付規則第3条第1項の規定により承認を受けている者に係る貸付料については、なお従前の例による。

**告 示**

島根県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問介護	こころねヘルパーステーション渡橋町	出雲市渡橋町346番地	平成25年3月21日
	介護予防訪問介護			
株式会社メディカル・ケア西日本	訪問看護	こころね訪問看護ステーション渡橋町	出雲市渡橋町346番地	平成25年3月21日
	介護予防訪問看護			
医療法人社団 林整形外科医院	訪問リハビリテーション	医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114-3	平成25年4月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

## 島根県告示第184号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ファーマシィ出雲中央薬局	出雲市姫原四丁目10-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年 3月 1日

## 島根県告示第185号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
やましろクリニック	松江市山代町中曾根 3-1	松江市山代町1001	精神通院医療	平成24年11月 20日
おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083-1	雲南市大東町大東2415-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年11月 19日

## 島根県告示第186号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第1号及び第2号中「であって、18歳以上のもの」を削る。

様式第1号中「写真はり付け欄」を「写真貼り付け欄」に、「はりつける」を「貼り付ける」に、「島根県収入証紙はり付け欄」を「島根県収入証紙貼り付け欄」に、「こと）」を「こと。）」に改める。

## 附 則

この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 島根県告示第187号

平成25年島根県告示第155号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森林の所在場所	不明である通知の相手方	
	山林の権利者	住所
邑智郡川本町大字川下2775、3781-1、3781-3、3782-1、3782-2	谷川 タカ	邑智郡川本町大字川下1493

### 島根県告示第188号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所
平成25年3月13日	978	松江市南田町92番地1 株式会社さんびる 代表取締役	松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター1階 しまねのいいものショップ アンテナショップ

### 島根県告示第189号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所
平成25年3月25日	977	広島県広島市中区舟入南1-1-18 産興株式会社 取締役社長	松江市殿町8-3 タウンプラザしまね1F しまねいいものアンテナショップ

## 公 告

島根県第三期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

#### 1 提案競技に付する事項

##### (1) 名称

島根県第三期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達

## (2) 仕様

島根県第三期共同利用型電子申請サービス提供業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 期間

契約の日から平成31年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

132,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は市町村において、電子申請システムの開発業務又は電子申請サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明に関する事項

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成25年3月26日（火）から同年4月18日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

##### ア 日時

平成25年4月3日（水）午後1時30分から

##### イ 場所

松江市殿町1 島根県庁会議棟 第4会議室

### 4 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成25年4月12日（金）午後5時までとする。

#### (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-5571 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

(4) 質問に対する回答は、平成25年4月19日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

### 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しな

い。)

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)

カ 協定書の写し 1部(共同企業体の場合のみ)

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部(契約書の写しを添付すること。)

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年4月26日(金)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

4(3)に同じ。

(3) 提案競技参加資格審査結果の通知

平成25年5月2日(木)までに郵送で通知する。

6 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 15部

ウ 見積書 1部

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年5月13日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

4(3)に同じ。

7 選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県第三期共同利用型電子申請及び施設予約サービス提供業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者(以下「契約予定者」という。)を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において提案競技参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査その1(提案書に関するプレゼンテーション)

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施し、提案内容を把握し評価する。

ウ 第2次審査その2（操作性に関するデモンストレーション）

第1次審査で選定された提案者による操作性に関するデモンストレーションを行い、操作性について評価する。

エ 契約予定者の決定

イ及びウの審査結果をもとに、契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果の通知

平成25年5月20日（月）までに郵送で通知する。

なお、第1次審査を実施しなかった場合についても、その旨通知する。

(5) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

平成25年6月7日（金）までに郵送で通知する。

(6) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- 11 提案競技に関する問合せ先  
4(3)に同じ。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required : Provision of and related support for Shimane Prefectural E-application system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m 13 May 2013
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-5571

島根県第三期共同利用型施設予約サービス提供業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称  
島根県第三期共同利用型施設予約サービス提供業務の調達
- (2) 仕様  
島根県第三期共同利用型施設予約サービス提供業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 期間  
契約の日から平成31年 3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額  
76,284千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は市町村において、施設予約システムの開発業務又は施設予約サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ウ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明に関する事項

### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成25年3月26日（火）から同年4月18日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階） 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

### (2) 提案競技説明会

ア 日時

平成25年4月3日（水）午後3時00分から

イ 場所

松江市殿町1 島根県庁会議棟 第4会議室

#### 4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成25年4月12日（金）午後5時までとする。
- (3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム企画グループ

電話 0852-22-5571 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

- (4) 質問に対する回答は、平成25年4月19日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

#### 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

- (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書の写しを添付すること。）

- (2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年4月26日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

4(3)に同じ。

- (3) 提案競技参加資格審査結果の通知

平成25年5月2日（木）までに郵送で通知する。

#### 6 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 15部

ウ 見積書 1部

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年5月13日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

4(3)に同じ。

7 選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県第三期共同利用型電子申請及び施設予約サービス提供業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者(以下「契約予定者」という。)を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において提案競技参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査その1(提案書に関するプレゼンテーション)

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施し、提案内容を把握し評価する。

ウ 第2次審査その2(操作性に関するデモンストレーション)

第1次審査で選定された提案者による操作性に関するデモンストレーションを行い、操作性について評価する。

エ 契約予定者の決定

イ及びウの審査結果をもとに、契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果の通知

平成25年5月20日(月)までに郵送で通知する。

なお、第1次審査を実施しなかった場合についても、その旨通知する。

(5) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

平成25年6月7日(金)までに郵送で通知する。

(6) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。

## 11 提案競技に関する問合せ先

4(3)に同じ。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Provision of and related support for Shimane Prefectural Facility Reservation system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m 13 May 2013
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan TEL : 0852-22-5571

---

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成25年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月18日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
6月1日から8月23日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
益田市	5月8日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5月9日	10時から16時まで	
	5月10日	10時から11時まで	
	5月14日から15日まで	9時30分から16時まで	
	5月16日	10時から16時	
	5月17日	9時30分から12時まで	
	5月28日	9時から16時まで	
	5月29日	9時30分から16時まで	
	5月30日	9時30分から12時まで	
雲南市	6月10日	9時30分から15時30分まで	雲南市役所
	6月11日	11時から15時30分まで	
	6月12日から14日まで	10時から15時30分まで	
	6月17日	10時30分から15時まで	
	6月18日	10時から12時まで	
	6月19日	11時から15時まで	
	6月20日	10時から15時30分まで	
	6月21日	10時から12時まで	
知夫村	6月24日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6月25日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6月26日	9時30分から14時まで	
西ノ島町	6月27日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	6月28日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7月3日	14時から16時まで	隠岐の島町役場
	7月4日	9時30分から15時まで	
	7月8日	13時30分から16時まで	
	7月9日から10日まで	9時30分から14時30分まで	

7月11日

9時30分から11時30分まで

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土地区画整理組合の名称  
安来市今津道マン土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成21年 9月 8日から平成30年 3月31日まで
- 3 施行地区  
安来市今津町字道マンの一部
- 4 事務所の所在地  
安来市今津町495番地
- 5 設立認可の年月日  
平成21年 9月 8日
- 6 変更認可の年月日  
平成25年 3月26日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年 3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 一般競争入札に係る賃貸借物件の名称及び数量  
島根県原子力防災ネットワークシステム機器（拡充分） 一式  
（機器調達、設置、配線、調整及び保守一式）
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 1月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
扶桑電通株式会社松江営業所 所長 石塚 英二 島根県松江市学園2-10-14
- 5 落札金額  
月額899,850円  
総額53,991,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年12月28日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

### 島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 警察相談等の管理に関すること。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 情報セキュリティ対策に関すること。

第6条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) ICT推進室に関すること。

第10条の4の次に次の1条を加える。

（ICT推進室）

**第10条の5** 情報管理課に、ICT推進室を附置する。

2 ICT推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 情報管理システムの企画及び調整に関すること。

(2) 情報管理システムの運営に関すること。

(3) 電磁的記録の解析に関すること。

(4) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。

(5) 事務能率の増進に関すること。

第12条第7号を次のように改める。

(7) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第12条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 核燃料物質等の運搬に関すること。

第13条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 雑踏警備に関すること。

第15条第3号中「生活安全企画課及び」を削り、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 危険物事犯及び保健衛生事犯の取締りに関すること。

第15条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第16条第2項第1号中「第12条第9号」を「第12条第10号」に改める。

第18条の2中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 告訴・告発対応室に関すること。

第19条第4号中「死体の検視、見分及び検証」を「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行」に改める。

第23条の2の見出しを「（捜査指導・支援室及び告訴・告発対応室）」に改め、同条第1項中「捜査指導・支援室」を「捜査指導・支援室及び告訴・告発対応室」に改め、同条に次の1項を加える。

3 告訴・告発対応室においては、告訴及び告発に関する管理、調整、指導及び教養に関する事務をつかさどる。

第35条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第46条の次に次の1条を加える。

（ICT推進室長）

**第46条の2** ICT推進室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

3 室長は、ICT推進室の事務をつかさどる。

第51条の2を次のように改める。

（情報技術管理官）

**第51条の2** 本部の生活環境課に、情報技術管理官を置く。

2 情報技術管理官は、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。

3 情報技術管理官は、サイバー犯罪捜査における技術支援、証拠解析等に関する事務をつかさどる。

第51条の2の次に次の2条を加える。

（捜査指導・支援室長）

**第51条の3** 捜査指導・支援室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、捜査指導・支援室の事務をつかさどる。

（告訴・告発対応室長）

**第51条の4** 告訴・告発対応室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、告訴・告発対応室の事務をつかさどる。

第53条第3項中「死体の検視、見分及び検証に関する」を「第19条第1号に掲げる事務のうち検視その他の死体の取扱いに関する事務及び同条第4号に掲げる」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

（情報対策官）

**第58条の2** 本部の警備第一課に、情報対策官を置く。

2 情報対策官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 情報対策官は、警備情報の収集、整理等に関する事務をつかさどる。

## 附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。ただし、第19条第4号及び第53条第3項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

島根県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表雲南警察署温泉駐在所の項を削る。

本則の表雲南警察署田井駐在所の項を次のように改める。

雲南警察署田井駐在所	雲南市吉田町深野	雲南市木次町のうち湯村、平田、北原 雲南市吉田町のうち上山、深野、川手、曾木
------------	----------	---

本則の表大田警察署温泉津広域交番の項所管区の区域の欄中「湯里」の次に「、西田、今浦、福光、吉浦」を加える。

本則の表大田警察署波根駐在所の項所管区の区域の欄中「大津」の次に「、富山町」を加える。

本則の表大田警察署池田駐在所の項名称の欄中「大田警察署池田駐在所」を「大田警察署三瓶駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「小屋原」の次に「、志学、上山」を加える。

本則の表大田警察署志学駐在所の項を削る。

本則の表大田警察署山口駐在所の項所管区の区域の欄中「、富山町」を削る。

本則の表大田警察署井田駐在所の項所管区の区域の欄中「井田」を「のうち井田、太田、荻村、福田」に改める。

本則の表大田警察署福光駐在所の項を削る。

本則の表浜田警察署杵束駐在所の項を削る。

本則の表浜田警察署安城駐在所の項名称の欄中「浜田警察署安城駐在所」を「浜田警察署弥栄駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち高内、門田、小坂、栃木、長安本郷、三里、程原、大坪、稲代」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。